

令和7年度第2回玉野市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和8年2月6日（金） 13：30～14：30

場所：玉野市役所3階 特別会議室

【出席委員】	会 長	公益代表	北山	順崇
	副会長	公益代表	村上	光江
		公益代表	牧野	明
		被保険者代表	大賀	公善
		医療担当代表	桜井	修司
		医療担当代表	塩見	裕樹

【委任委員】	医療担当代表	近藤	潤次
	被保険者代表	岡崎	哲也
	被保険者代表	浅原	俊彦
	被用者保険代表	段	利明
	被用者保険代表	川添	浩二
	被用者保険代表	難波	和彦

【事務局】	市民生活部長	晋	文一
	保険年金課課長	角南	詞彦
	保険年金課課長補佐	辻本	慎策
	保険年金課係長	松井	るみ
	保険年金課係長	長尾	泰典

【傍聴の可否】 可

【傍聴者の数】 なし

【議事概要】 別添のとおり

【問合せ先】 玉野市市民生活部保険年金課 TEL 0863-32-5528

開会 午後 1 時 3 0 分

司 会	《開会》
市 長	《挨拶》
司 会	《委員の紹介、会長・副会長の選挙》 令和 7 年10月の改選により会長・副会長が辞職しているため、選挙をすることと規定しているが、事務局案として、北山委員を会長、村上委員を副会長にお願いしたいと考えているがいかがか。 《異議なしの声にて確認》
司 会	会長を北山委員、副会長を村上委員に決定する。 それでは、以後の議事進行を会長にお願いする。
会 長	《会長挨拶》 事前協議事項として、玉野市国民健康保険条例施行規則（以下、「規則」）第 6 条の規定により本日の会議録署名委員を公益代表の村上委員と被保険者代表の大賀委員を指名する。これより議事に入るが、本日の議事内容について、市長より諮問を受けたいと思う。
市 長	《中央にて諮問書を読上げ後、会長へ手渡し、公務により退席》
会 長	それでは、ただ今の諮問内容について、事務局から説明願う。
課 長	《玉野市国民健康保険条例の改正について資料により説明》
会 長	事務局より諮問内容について詳しい説明を受けた。これから審議に入るが委員の皆様、意見・質問等があればお願いします。
牧 野 委 員	賦課限度額について負担能力によって公平にしないといけなくあり、受益者負担の考えからすると、受ける医療の多寡にかかわらず所得の高い人の負担が大きくなりすぎるので上限額を定めているとなっているが、所得の多い人には多く納めてもらえばいいのではないかと思うがいかがか。
課 長	国の考え方としては、応能と応益があり、牧野委員が言われたとおり、所得が多ければ保険料が高くなる、また一方で受益者負担として

	医療の受け方も人それぞれあるので、負担が大きくなるのはいかななものかという考えだと思われる。
牧 野 委 員	一般的な保険でもランクがあり、受けられるものが違うが、国保の場合は皆さん同じなので、低所得者の人が困らないようにしないといけない、これに関連して、被保険者の所得が伸びない場合、賦課限度額を据え置いた場合、中間所得者層の負担が重くなるとはどういうことか。
課 長	グラフにあるとおり、軽減の効く低所得者層には影響がないが、賦課限度額を引き上げ、高所得者に負担をお願いすることで中間所得者層の負担の傾斜が緩やかになる。
牧 野 委 員	医療費が高騰しているが、保険料は上げざるを得ないのか。
課 長	一般的には、医療費が増えれば、保険料や国の拠出額にも影響があるが、この賦課限度額の部分では中間所得者層以下の負担を抑えるものである。ただし、高所得者層の割合が少ないので影響としても少ないと思われる。
牧 野 委 員	賦課限度額は国が決めるのか。
課 長	その通りである。
牧 野 委 員	軽減の基準額はどうやって決めているのか。
課 長	国民健康保険法施行令によって定められている。
牧 野 委 員	何か基になるものがあるのか。
課 長	国での算式だと思うが、物価上昇等を考慮し、毎年変わっている。
塩 見 委 員	国保の被保険者数は減少しているから、医療費も下がると思われるが、上がっているのは何故なのか。
課 長	人数は減っているので、医療費の総額は減っているが、一人あたりの医療費が増えている。この要因は、医療の高度化や国保加入者の年齢層の高齢化が大きな要因と思われる。

塩 見 委 員	薬剤の方でも削減等に取り組んでいきたいと考えている。
桜 井 委 員	基礎賦課額については、国保の加入者全員が負担するものなので、医療費が高騰しているが、医療費に充てるものなので限度額を1万円引き上げるのは重々承知しているので、その旨でよいと思う。 もう一点、外国人について、玉野市の未納の外国人はいたのか。
課 長	割合として大都市と比べると少ないと思われるが、十数名は玉野市から転出している人がいる。
牧 野 委 員	2割・5割軽減の改正は出ているが、7割軽減の変更はないのか。
課 長	7割軽減には所得の加算額がないので変更はない。
牧 野 委 員	子ども子育て支援金について国に対してだが、なぜこんな複雑なことになったのか。
課 長	少子化が前提だと思うが、国全体で子ども子育て支援をしようとしているもので、例えば、経済的な負担を改善するために児童手当の拡充や子ども子育て向けの給付を充実させるための財源として保険料を充てることになった。
牧 野 委 員	先ほどの外国人ではないが、日本人でも納められない人がいる中で負担が増えることでさらに大変になるのに、その資金を保険料に上乗せするのは、反対である。金額が少ないとはいえ積み積みれば大きな負担となる。何故これを税金にしなかったのか。社会保険にすることで全国でどのくらいの金額になるのか。
課 長	全国での金額は手持ちの資料がないので不明である。
牧 野 委 員	なぜこのようなことを聞くのかというと、国の予算の使い方、防衛費がGDPの2%で11兆円、来年度はさらにあげる。また、3.5%や5%になると言われている。子育てにかかる費用はそこまで多額にはならないのではないかと考えていて、防衛費を抑えれば税金で何とかするのではないかと、これを国民から吸い上げるのはいかがなものかという意見として言っておく。
会 長	

桜井委員	意見として受ける。
会長	子ども子育て支援について、国が少子化対策として財源を確保しないといけないものとして出してきた案だと思う。これは医療保険の保険料として上乗せするもので、子どものいる世帯・いない世帯・高齢者等いろんな世代の方に負担をしてもらうという名目となっているので、皆さんに重々承知していただきながら進めていただけたらと思う。 他に質問もないようなので、ここで採決に移る。今回の諮問内容について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	《委員大多数挙手》 大多数の賛成を確認した。以上をもって審議を終了する。 今回の審議を踏まえ、答申書を作成する。 《「諮問事項については、審査の過程で各委員からの意見を集約した結果、承認するものとする。」と答申書を作成》 《会長が答申書を読み上げた後、部長へ手渡し》
会長	事務局から連絡事項はあるか。
課長	先ほどいただいた答申を踏まえ、今回の諮問内容のうち、条例の改正部分について3月定例会市議会の議案として提出することとさせていただきます。
司会	それでは、以上をもって本日の協議会を閉会する。 閉会 午後2時30分